

事務局規程

特定非営利活動法人上田映劇

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人上田映劇（以下「この法人」という。）が、この法人の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局)

第2条 事務局に、総務部、広報部、ファンドレイズ部を置く。

2 各部の分掌は、別紙の「業務の分掌」に定める。

第3章 職制

(職員等)

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 部長
- (4) スタッフ（専任職）

2 理事長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

第4章 職責

(職員の職務)

第4条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、理事長の命を受けて、各部の業務を行う。
- (2) 事務局次長は、事務局長の業務を補佐する。
- (3) 部長は、事務局長の命を受けて、それぞれの部の事務を行う。
- (4) 各部の専任職は、部長の命を受けて、各部の業務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免及び職務の指定は、事務局長及び事務局次長については、理事会が、その他のスタッフについては、事務局長が、それぞれ行う。

第5章 事務処理

（事務の決裁）

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、各部の部長、事務局次長又は事務局長の決裁の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事長若しくは理事会の決裁を経なければならない。

（代理決裁）

第7条 理事長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

（規格外の対応）

第8条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

（細 則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

（改 廃）

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和5年1月30日から施行する。（令和5年1月30日理事会決議）

以上

別紙 業務の分掌

部	分掌事務
総務部	1. 資金管理、経理並びに予算策定及び管理 2. 事務局運営における総合調整 3. 人事及び労務 4. コンプライアンス及びリスク管理関係（コンプライアンス委員会の運営を含む） 5. 内部通報窓口 6. 規程類の制定及び改廃 7. 購買その他の内部システム関係 8. その他上記に関連する事項
広報部	1. 広報、プロモーション 2. 見学者対応 3. その他上記に関連する事項
ファンドレイズ部	1. 寄付金に関する事務処理 2. 助成金の申請 3. 研修（資金分配団体、実行団体等向け） 4. その他上記に関連する事項